

# その他参考資料

平成16年4月21日

# 目 次

## 1. 環境の受容能力の限界

①地球温暖化 .....	1
②ヒートアイランド .....	2
③エネルギー資源・鉱物資源の残余年数 .....	3
④世界経済の成長と人口の増加 .....	4
(参考) 世界の人口・国別ランキング (米国センサス局推計)	

## 2. 日本の社会経済の抱える課題

①人口減少社会の到来 .....	7
②少子高齢化 .....	8
(参考1) 2000年の将来推計人口 (中位推計)	
(参考2) 2025年の将来推計人口 (中位推計)	
③産業競争力 .....	11

## 3. 企業の環境行動

①環境報告書・環境マネジメントの取組状況 ..	12
②環境会計の導入状況 .....	13
③環境ビジネスの市場規模・雇用規模の予測 ..	14
④環境ビジネス進展における問題点 .....	15

## 4. 消費者の環境行動

①グリーン購入の活発化 .....	16
②環境に配慮した商品の購入意欲 .....	17

## 5. 企業と消費者による情報の交流

①企業からの環境情報の入手経路 .....	18
②エコマーク認定商品数 .....	19

## 6. 環境ビジネスの基盤

①日本のSRI市場 .....	20
②企業の社会貢献活動に対する意識 .....	21

## 7. 好循環ビジョンの指標

①温室効果ガスの削減 .....	22
②環境配慮型製品・サービスを 積極的に購入する人の割合 .....	23
③資源生産性の向上 .....	24
④環境保全行動に参加する人の割合 .....	25
⑤自然とふれあう人の割合 .....	26
⑥環境誘発型ビジネスの市場規模と雇用人数 .....	28

(参考) 「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の概要

## 8. 環境基本計画

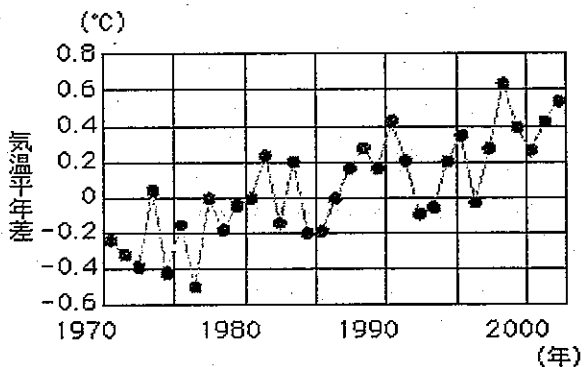
①環境基本法の概要 .....	31
(付) 環境基本法 (平成5年法律第91号) (抄)	
②環境基本計画 (平成12年12月閣議決定) の概要 .....	34

# 1. 環境の受容能力の限界 ①地球温暖化

2002年(平成14年)の世界年平均地上気温の平年差は、観測史上2番目に高い値となっており、1980年第中頃から高い状態が続いている。

平成13年度における我が国の温室効果ガス排出量は、依然として基準年(原則1990年)の排出量を5.2%上回っており、京都議定書削減約束達成のためには、合計約11%の削減が必要となっている。また、業務その他部門、家庭部門、運輸部門における二酸化炭素排出量は依然として増加傾向にある。

(1) 1970年以降の世界年平均地上気温の平年差の経年変化

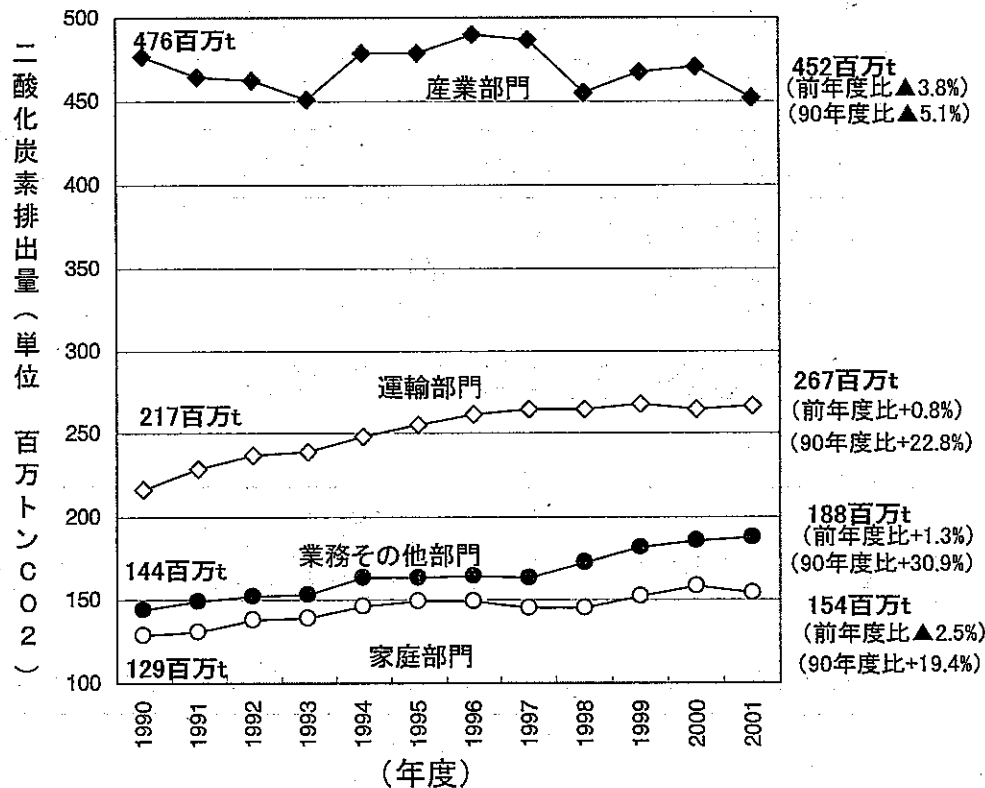


平年差が大きかった年	
1998年	+0.64°C
2002年	+0.54°C
1990年	+0.43°C
2001年	+0.43°C
1999年	+0.40°C
1995年	+0.35°C
1988年	+0.28°C
1997年	+0.28°C

資料：気象庁資料より環境省作成

出典：『平成15年版環境白書』

(2) 我が国の二酸化炭素排出量の推移



※今後、算定方法の改善により、変動の可能性がある。

出典：環境省作成

# 1. 環境の受容能力の限界 ②ヒートアイランド

日本の大都市として代表的な東京、名古屋などの6都市においては、100年間で平均気温が2～3℃上昇している。

7～9月の「30℃を越えた延べ時間数」を1980年と2000年の値で推定すると、この約20年の間に東京、名古屋で約2倍、仙台で約3倍に時間数が増加している。

(1)日本の大都市の平均気温

地点	100年当たりの上昇量 (℃/100年)		
	平均気温		
	(年)	(1月)	(8月)
札幌	+2.3	+3.0	+1.5
仙台	+2.3	+3.5	+0.6
東京	+3.0	+3.8	+2.6
名古屋	+2.6	+3.6	+1.9
京都	+2.5	+3.2	+2.3
福岡	+2.5	+1.9	+2.1
大都市平均	+2.5	+3.2	+1.8
中小規模の都市平均	+1.0	+1.5	+1.1

出典:気象庁

(2)30℃を越えた延べ時間数

	1980年の 推計時間数	2000年の 推計時間数
仙台	31時間	90時間
東京	168時間	357時間
名古屋	227時間	434時間

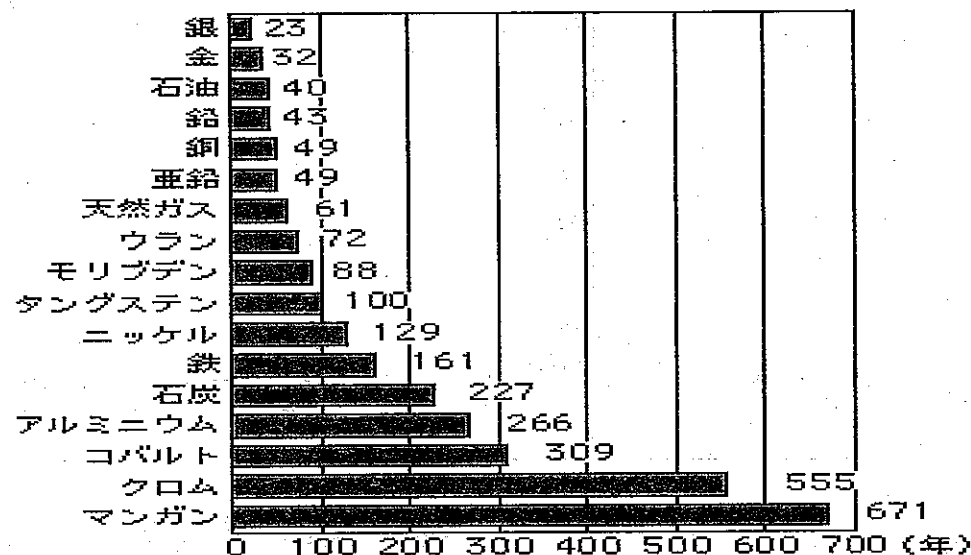
注)各都市の代表1地点のアメダスによる

出典:環境省『ヒートアイランド現象の実態解析と対策のあり方について』(2001年3月)

# 1. 環境の受容能力の限界 ③エネルギー資源・鉱物資源の残余年数

資源の確認埋蔵量は、技術進歩や新たな鉱山や油田の発見によって増大する可能性もあるが、他方、今後の消費ペースの伸びを考えれば、地球上の資源の絶対量が確実に減少していくことが危惧される。

主要なエネルギー資源・鉱物資源の残余年数



平成 12 年現在 (ただし、ウランは平成 9 年、アルミニウムは平成 11 年)

残余年数 = 埋蔵量 / 生産量

資料: BP Amoco 『Statistical Review of World Energy 2001』, OECD/NEA-IAEA, Mineral Commodity Summaries 2001 (一部 2000), World Metal Statistics 2001 より環境省作成

出典:『平成15年版環境白書』

# 1. 環境の受容能力の限界 ④世界経済の成長と人口の増加

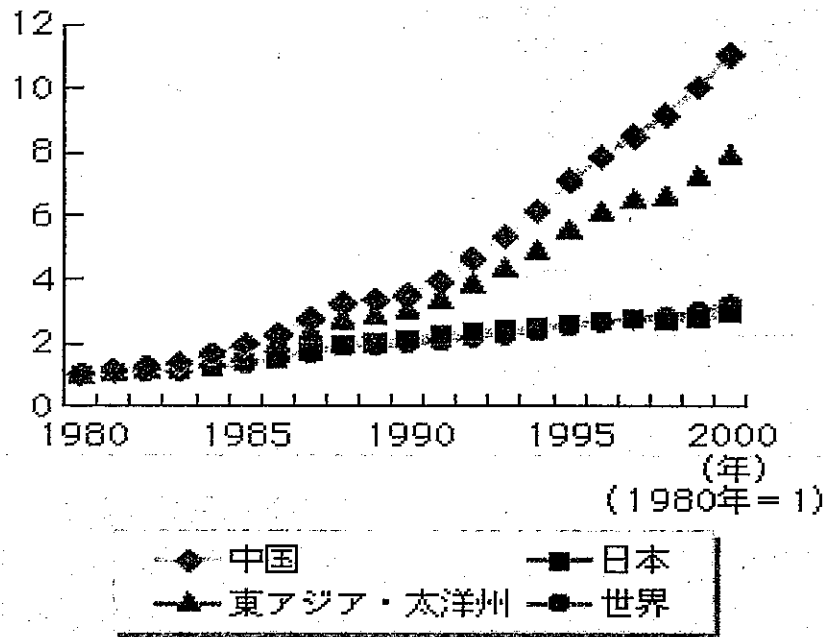
【経済】近年は、東アジア・大洋州地域、特に中国の経済成長が著しい。

【人口】アジア・アフリカを中心に人口が増加。

2000年に61億人だったものが2020年には25%増の76億人になる見込み。

→ 現在の社会経済システムのもとでは、環境上の制約に突き当たる可能性が高い。

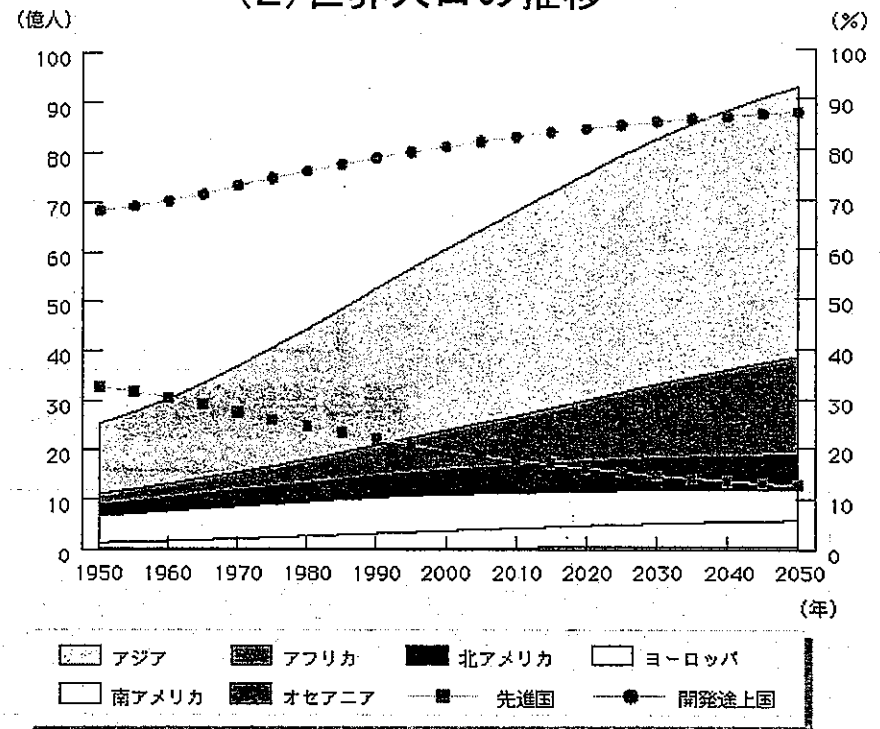
(1) 世界の地域別GDP成長推移



注：1980年を1とする。

資料：World Bank『World Development Indicators 2002』より環境省作成

(2) 世界人口の推移



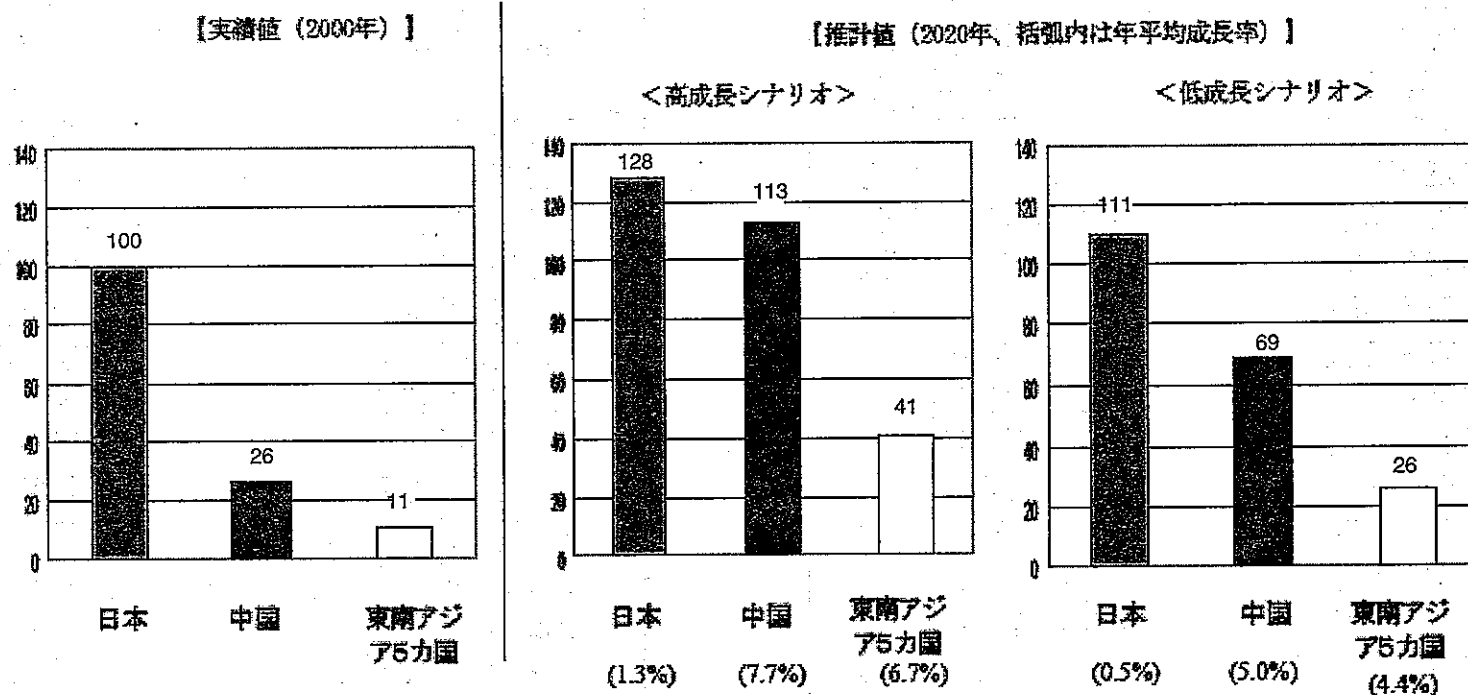
資料：総務省『世界の統計2003』より環境省作成

出典：『平成15年版環境白書』

# 1. 環境の受容能力の限界 ④世界経済の成長と人口の増加

中国・東南アジア諸国の高い経済成長が予測されている。日本との相対関係も変化する。

東アジア地域の2020年のGDP(2020年の日本=100)



(出典) The World Bank "World Development Indicators 2002"、OECD編「2020年の世界経済」(1999年1月)及び内閣府「改革と展望-2002年度改定」参考資料(2003年1月)等をもとに国土交通省国土計画局作成。

- (注) 1. 東南アジア5カ国の構成はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール。また、中国には香港が含まれる。  
 2. 日本は内閣府資料等をもとに国土交通省国土計画局推計、他の国・地域はOECD資料を用いて作成した。OECD資料における仮定は以下のとおり。  
 高成長シナリオ: 貿易・投資の自由化と国内の規制改革が持続的にさらに進展すると仮定 低成長シナリオ: それらがあまり進展しないものと仮定

出典: 国土審議会配付資料

(参考)世界の人口・国別ランキング(米国センサス局推計)

2004年		(人)
World	6,375,882,069	
1 China	1,294,629,555	
2 India	1,065,070,607	
3 United States	293,027,571	
4 Indonesia	238,452,952	
5 Brazil	184,101,109	
6 Pakistan	153,705,278	
7 Russia	144,112,353	
8 Bangladesh	141,340,476	
9 Nigeria	137,253,133	
10 Japan	127,333,002	
11 Mexico	104,959,594	
12 Philippines	86,241,697	
13 Vietnam	82,689,518	
14 Germany	82,424,609	
15 Egypt	76,117,421	
16 Iran	69,018,924	
17 Turkey	68,893,918	
18 Ethiopia	67,851,281	
19 Thailand	64,865,523	
20 France	60,424,213	
21 United Kingdom	60,270,708	
22 Congo (Kinshasa)	58,317,930	
23 Italy	58,057,477	
24 Korea, South	48,598,175	
25 Ukraine	47,732,079	

2025年		(人)
World	7,835,948,323	
1 China	1,448,447,149	
2 India	1,361,625,090	
3 United States	349,666,199	
4 Indonesia	300,277,490	
5 Brazil	217,825,222	
6 Pakistan	213,338,252	
7 Nigeria	206,397,510	
8 Bangladesh	204,538,715	
9 Russia	135,951,626	
10 Mexico	130,198,692	
11 Japan	120,001,048	
12 Philippines	118,685,776	
13 Congo (Kinshasa)	104,863,155	
14 Vietnam	104,436,236	
15 Egypt	103,352,882	
16 Ethiopia	91,204,902	
17 Iran	85,480,125	
18 Turkey	82,204,623	
19 Germany	80,637,451	
20 Thailand	73,260,176	
21 United Kingdom	63,818,586	
22 France	63,085,101	
23 Sudan	61,338,891	
24 Italy	56,234,163	
25 Colombia	55,064,507	

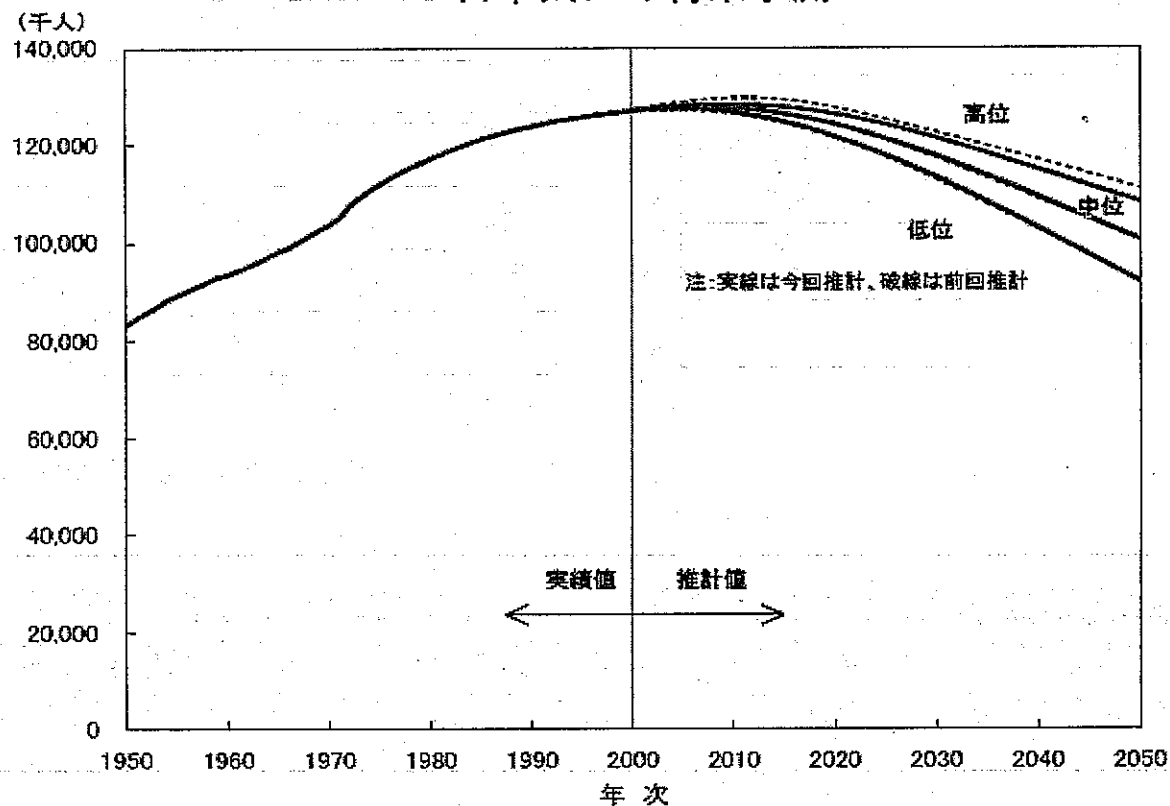
出典:U.S. Census Bureau, International Data Base.



## 2. 日本の社会経済の抱える課題 ①人口減少社会の到来

平成12(2000)年の日本の総人口は1億2,693万人。中位推計の結果に基づけば、この総人口は今後も緩やかに増加し、平成18(2006)年に1億2,774万人でピークに達した後、以後長期の人口減少過程に入る。平成25(2013)年にはほぼ現在の人口規模に戻り、平成62年(2050年)にはおよそ1億60万人になるものと予想される。

日本人口の将来予測

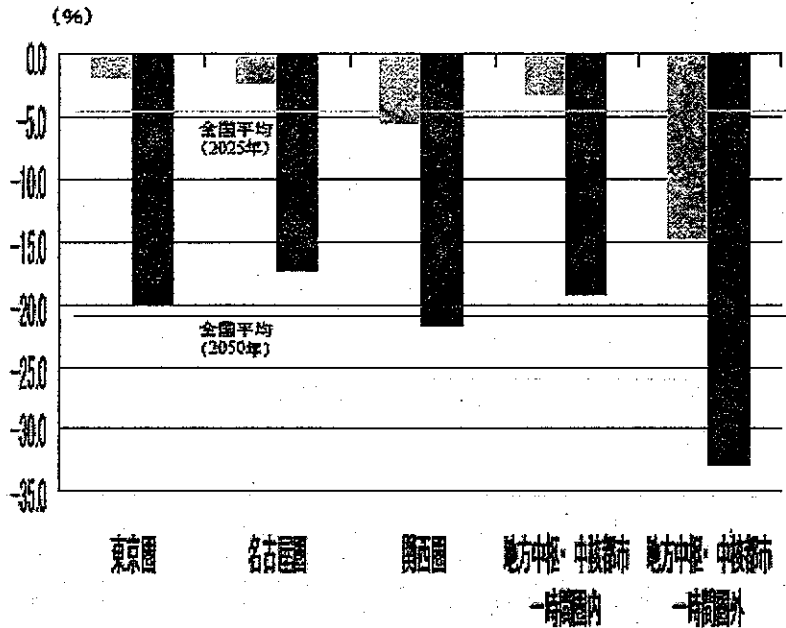


出典: 国立社会保障・人権問題研究所『日本の将来推計人口(14年1月推計)』

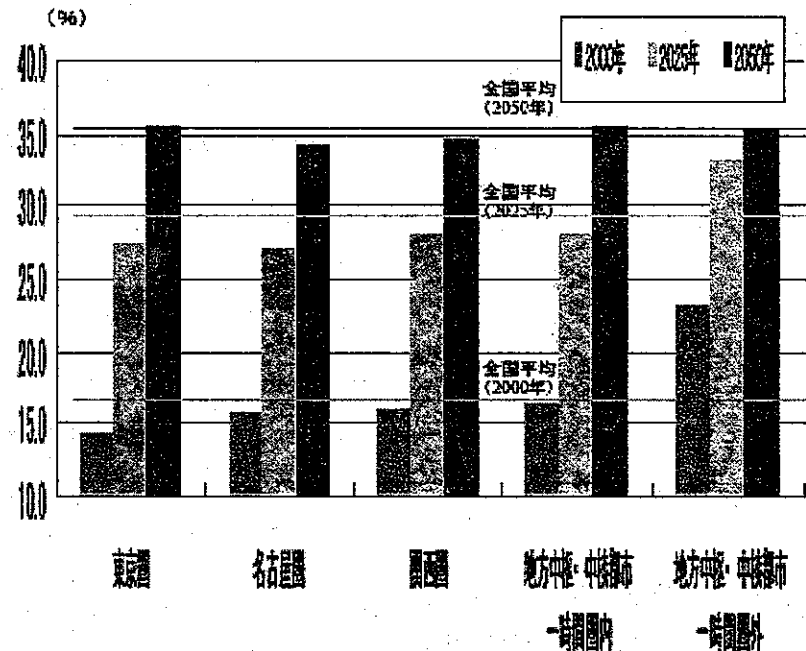
## 2. 日本の社会経済の抱える課題 ②少子高齢化

今後50年間の人口増減率を圏域別にみると、いずれの圏域も人口減少を示すなかで、とりわけ地方圏における中枢・中核都市の一時圏外において、3割以上の大幅な人口減少が見込まれる。また、高齢者比率については、いずれの圏域も2050年には35%前後にまで高まる。

人口減少率(2000年～2025年、2000年～2050年)



高齢者比率(2000年・2025年・2050年)



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」をもとに国土交通省国土計画局作成。

(注) 1. 東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 関西圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

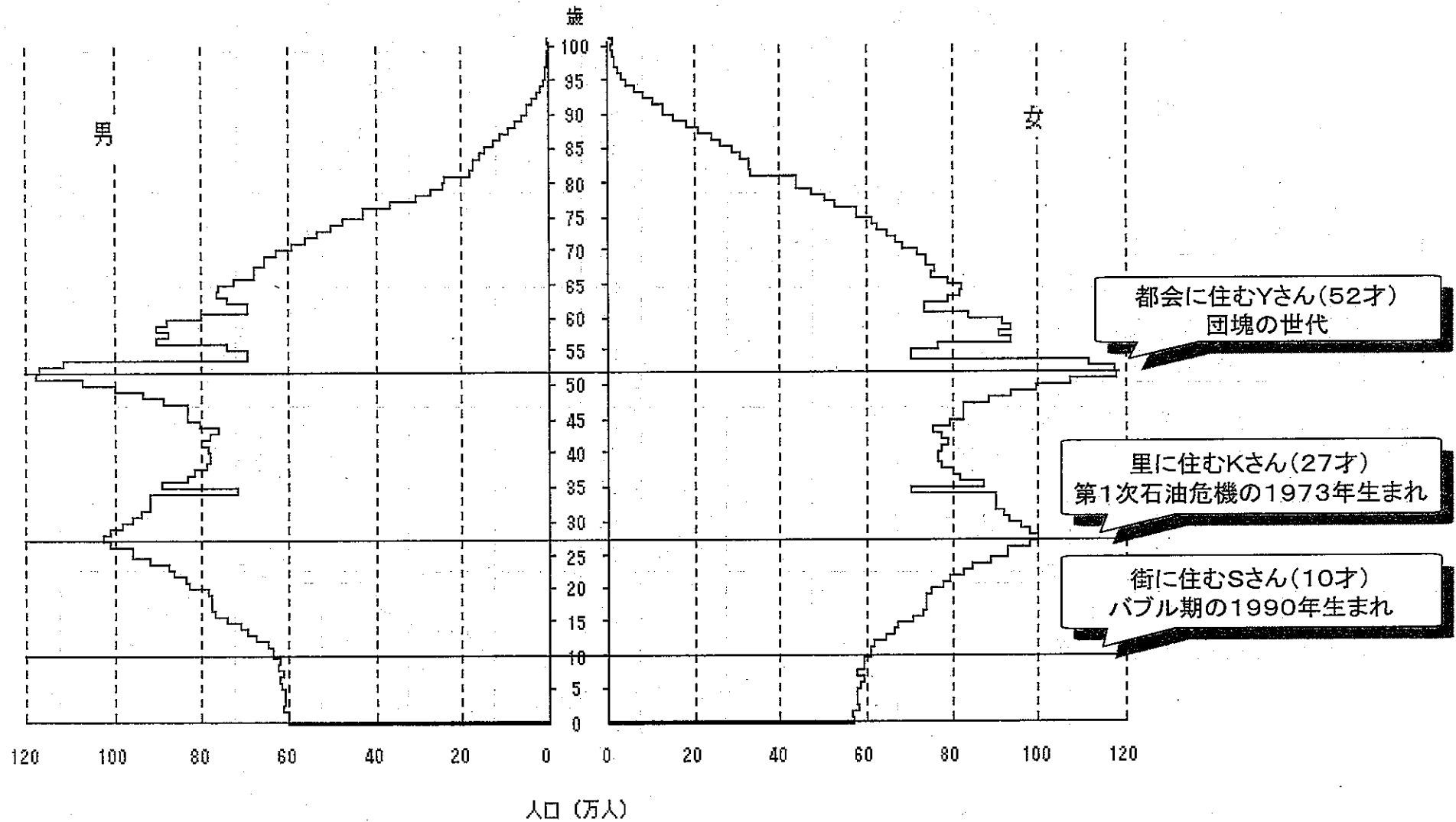
地方中枢・中核都市とは、地方圏(上記三大都市圏以外の地域)において「都道府県庁所在地または人口30万人以上」かつ「昼夜間人口比1以上」の都市とした(2000年国勢調査による)。1時間圏とは、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く、鉄道と道路の利用を前提とし、市町村単位に設定したもの。

なお、各市町村の起点終点はそれぞれ市町村役場である。

2. 2000年は実績値、2025年及び2050年は国土計画局推計値。推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計をもとにした。人口移動については、過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定した。

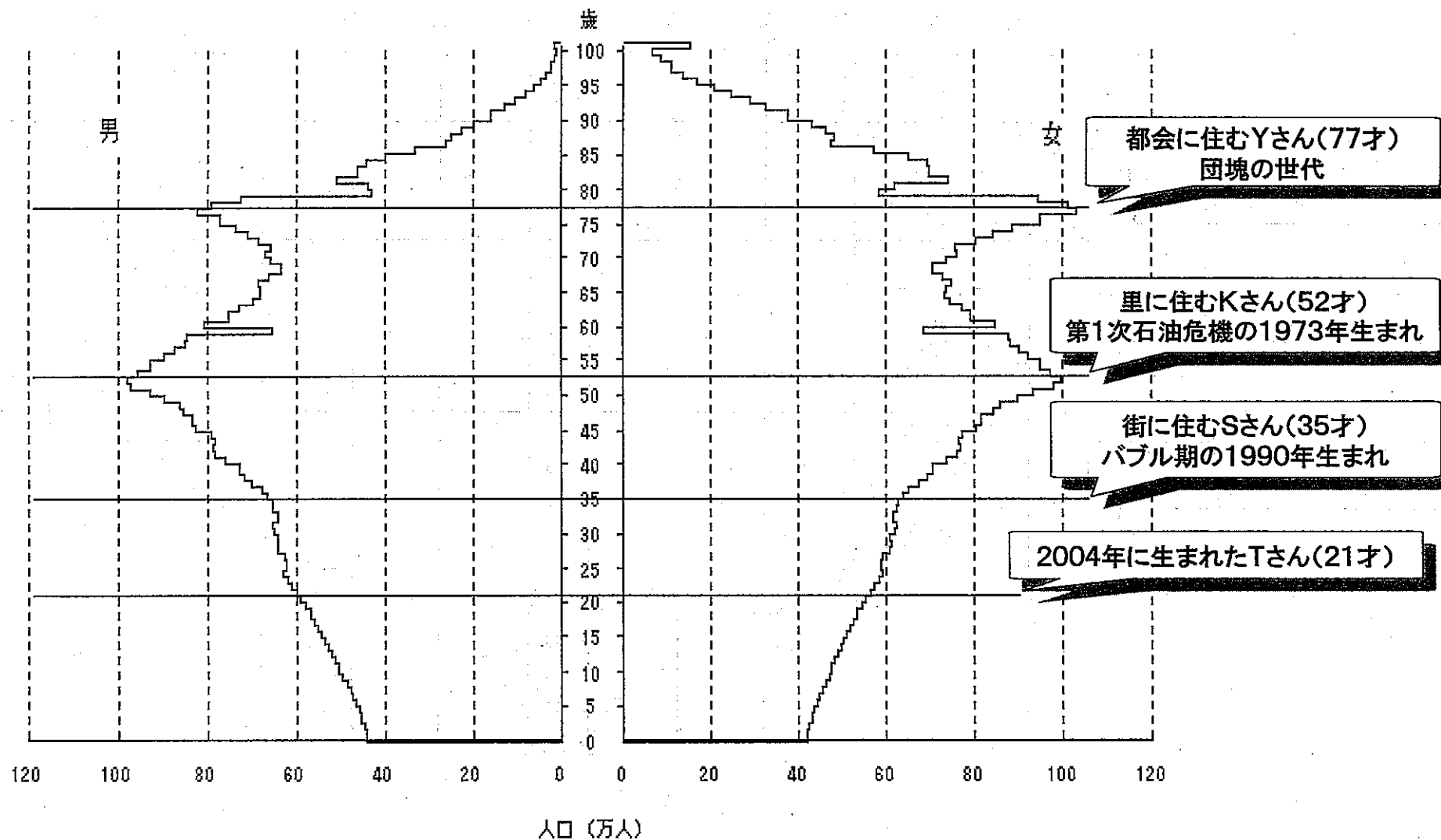
出典: 国土審議会配付資料

(参考1) 2000年の推計人口(中位推計)



出典: 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成14年1月推計)』

(参考2) 2025年の将来推計人口(中位推計)

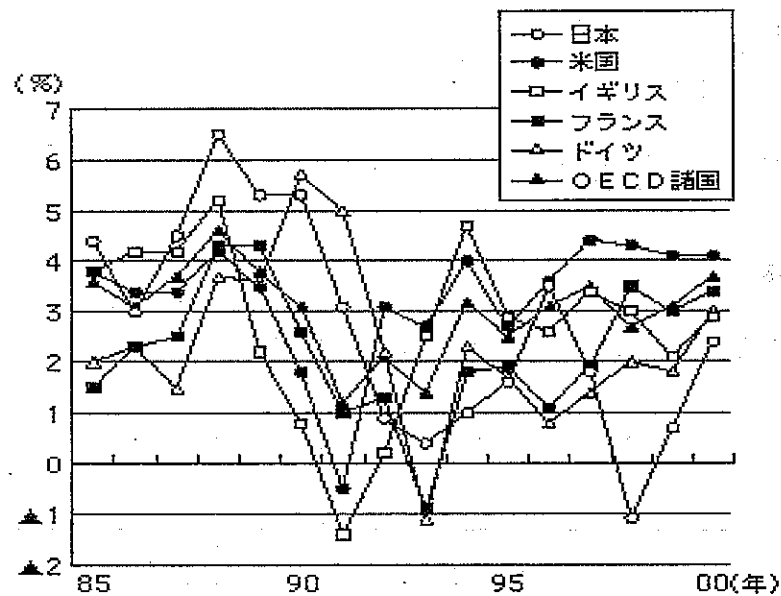


出典: 国立社会保障・人口問題研究所日本の将来推計人口(平成14年1月推計)』

## 2. 日本の社会経済の抱える課題 ③産業競争力

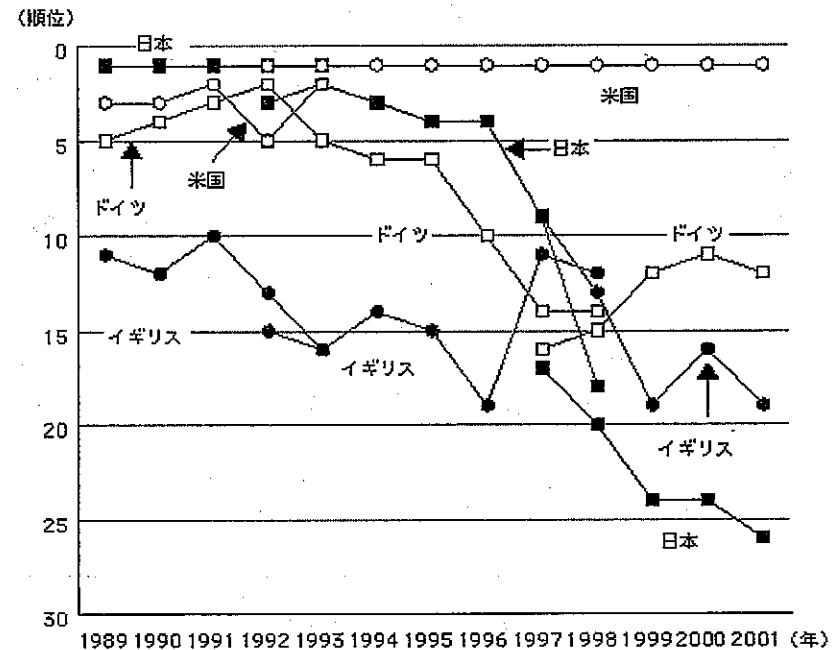
1990年代に入ってわが国の経済成長率は低迷し、他の先進諸国と比較しても最低の水準にとどまっている。IMDの国際競争力の総合順位では、1993年まで5年連続第1位であったが、2001年は49か国中第26位であった。

(1) 先進諸国の経済成長率の推移



(資料) OECD「Economic Outlook」から作成。

(2) 主要先進国の国際競争力の順位



(備考) 評価基準が変更されているため、厳密な意味で統計の連続性はない。

(資料) IMD「The World Competitiveness Yearbook」から作成。

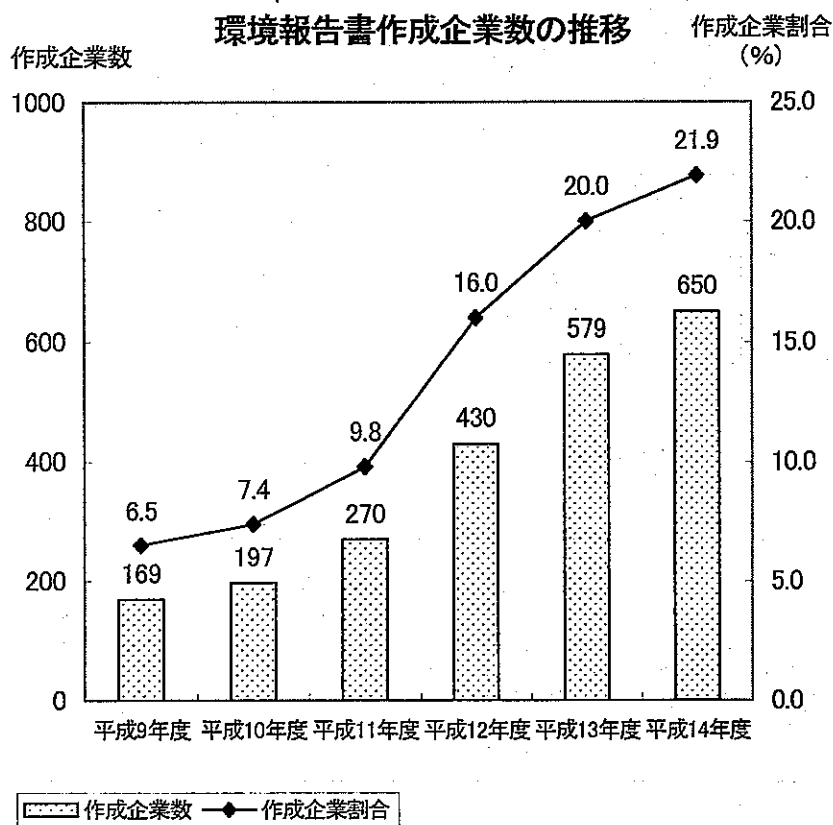
※IMD: スイスの国際的ビジネススクール

出典: 『平成14年版通商白書』

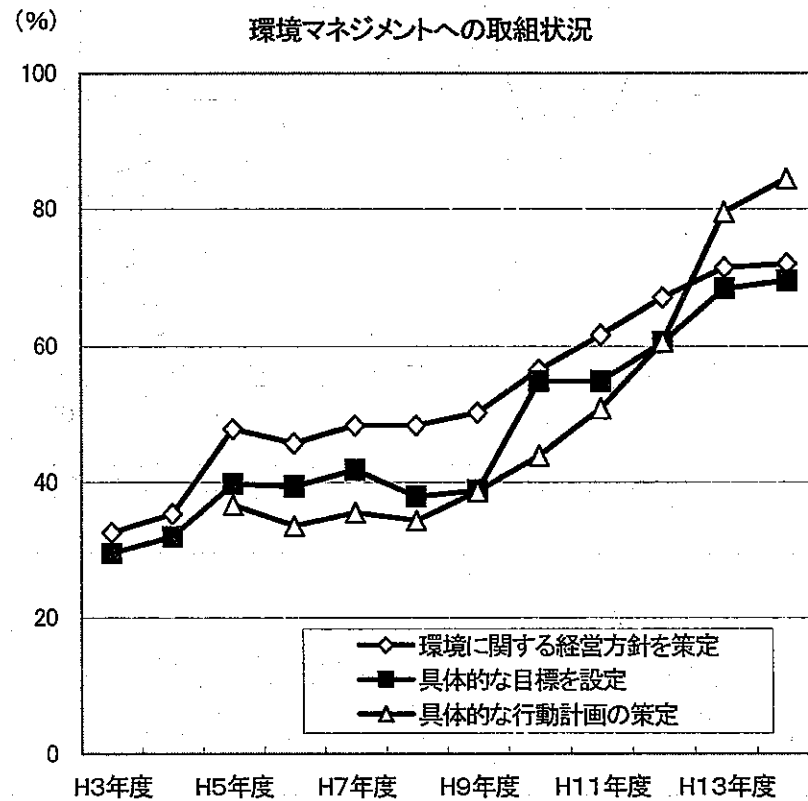
### 3. 企業の環境行動 ①環境報告書・環境マネジメントの取組状況

環境報告書を作成する企業、環境マネジメントに取り組む企業ともに増加している。

(1) 環境報告書作成企業数



(2) 環境マネジメントへの取組状況

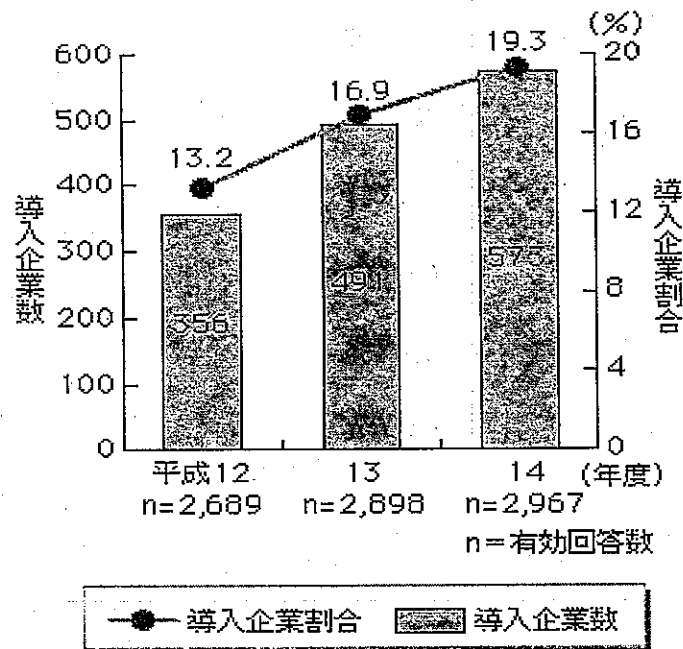


出典: 環境省『環境にやさしい企業行動調査』

### 3. 企業の環境行動 ②環境会計の導入状況

環境会計に取り組む企業は増加している。

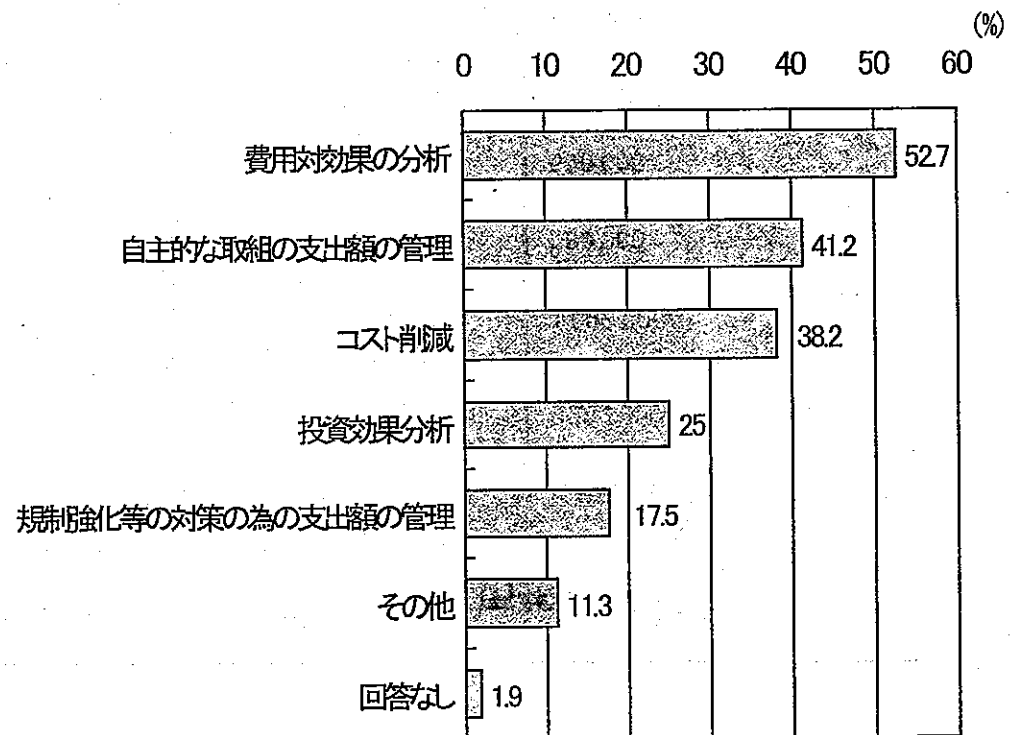
(1) 環境会計の導入状況



資料：環境省『平成14年度環境にやさしい企業行動調査』より作成

出典：環境省『平成15年版環境白書』

(2) 社内における環境会計の利用方法

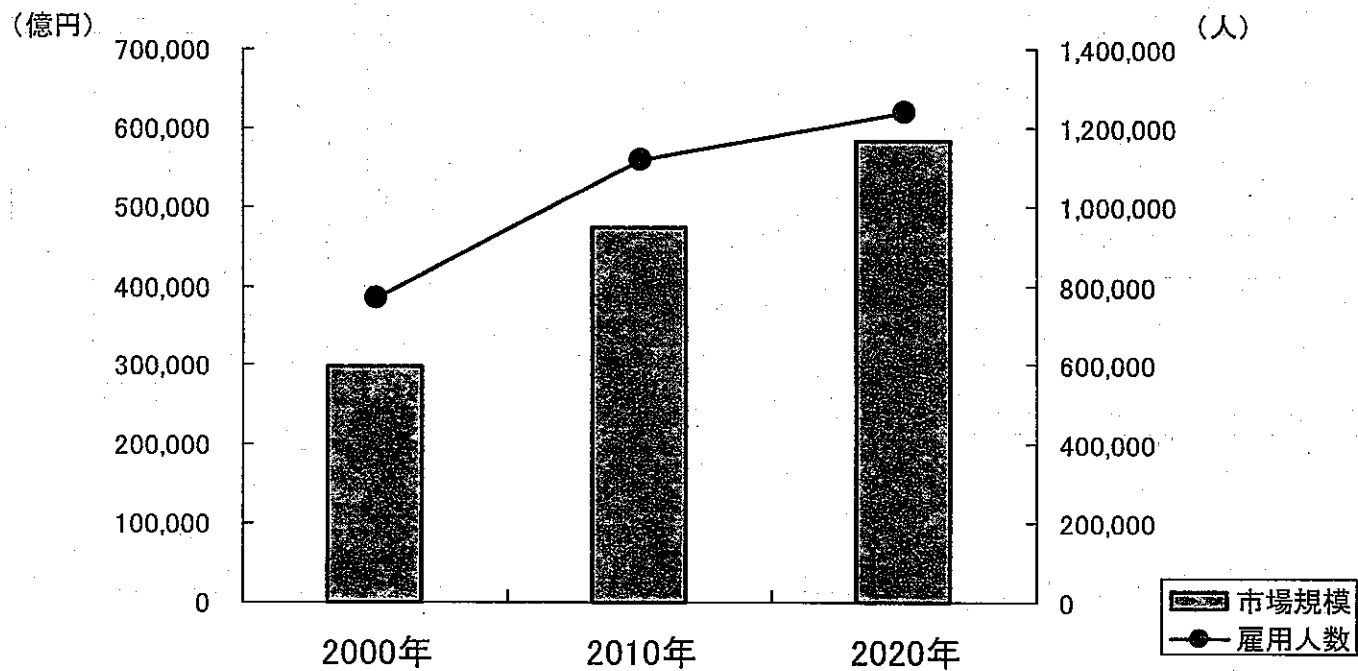


出典：環境省『環境にやさしい企業行動調査』

### 3. 企業の環境行動 ③環境ビジネスの市場規模・雇用規模の予測

環境省の推計によれば、環境ビジネスの市場規模は平成22年には47兆円(平成12年の30兆円の約1.6倍)に達する。

OECDの分類に基づく環境ビジネスの市場規模・雇用規模推計



	調査年	2000年(平成12年)	2010年(平成22年)	2020年(平成32年)
市場規模(億円)	平成14年	299,444	472,266	583,762
雇用人数(人)	平成14年	768,595	1,119,343	1,236,439

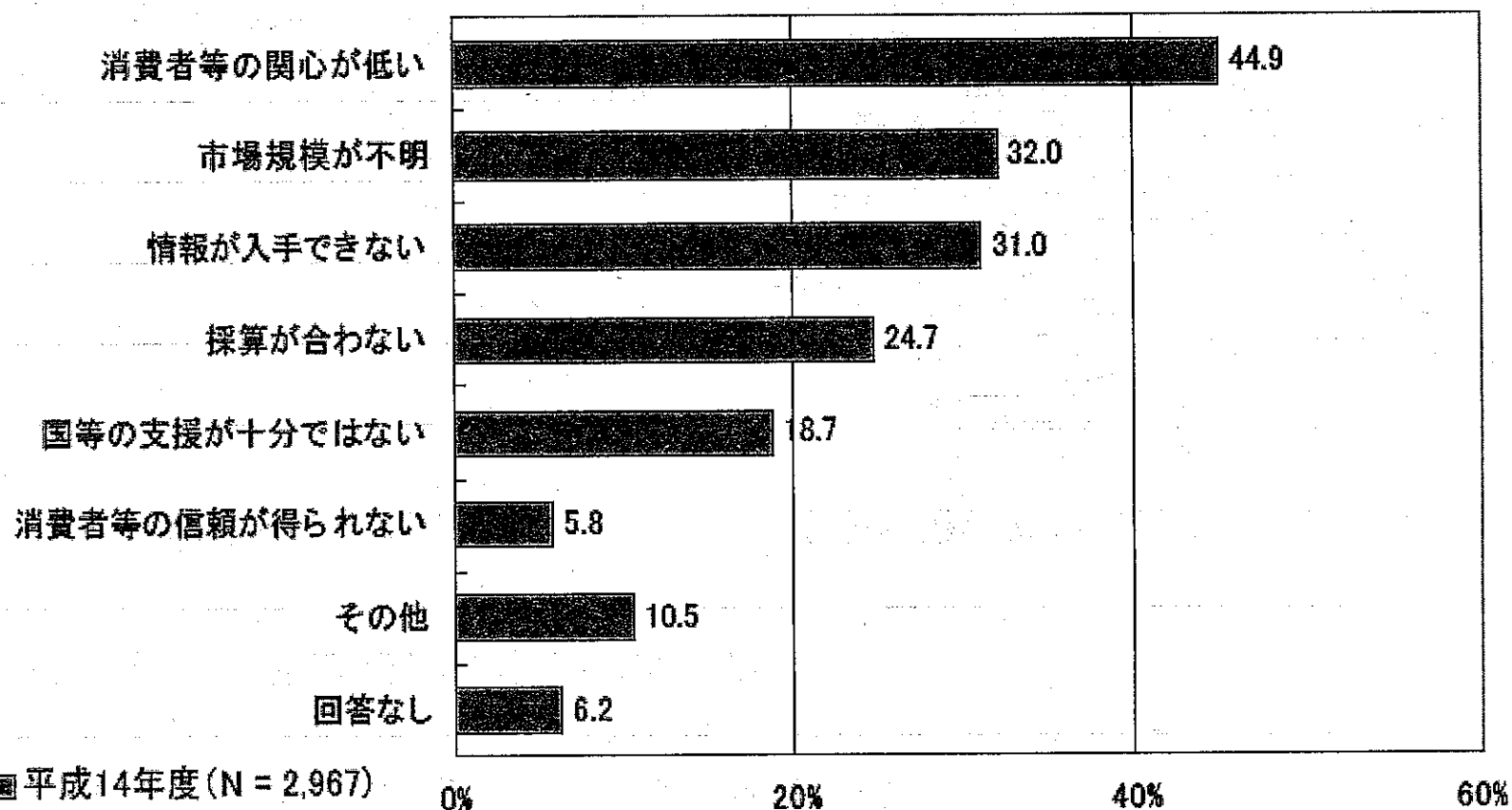
出典:環境省資料



### 3. 企業の環境行動 ④環境ビジネス進展における問題点

今後の環境ビジネスの進展における問題点については、「消費者やユーザーの関心がまだ低い」と回答した企業等の割合が44.9%と最も高く、次いで、「それぞれの分野についての市場規模が分からない」の32.0%、「関連する情報が十分に入手できない」の31.0%などとなっている。

環境ビジネス進展における問題点

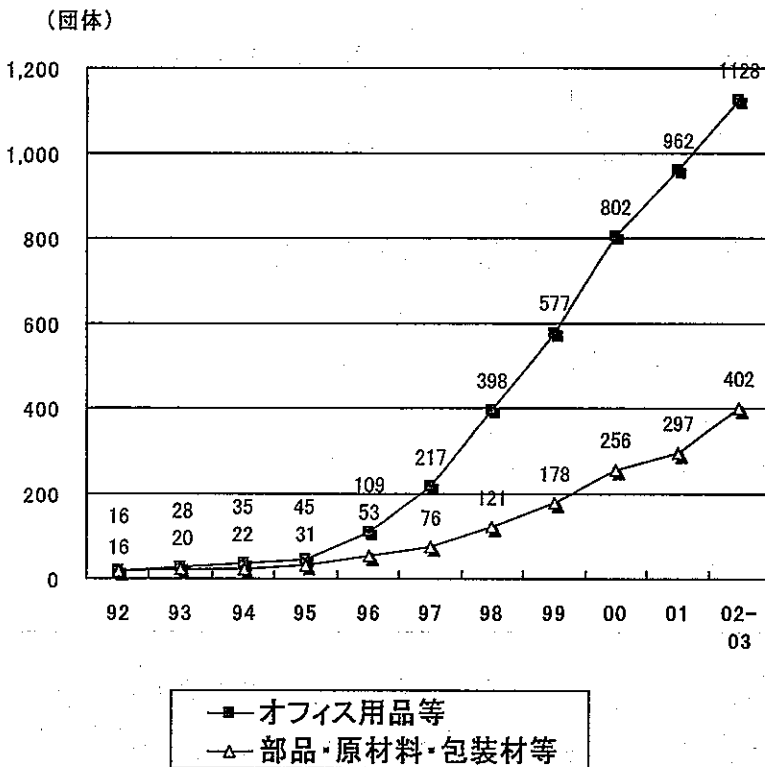


出典: 環境省『環境にやさしい企業行動調査』

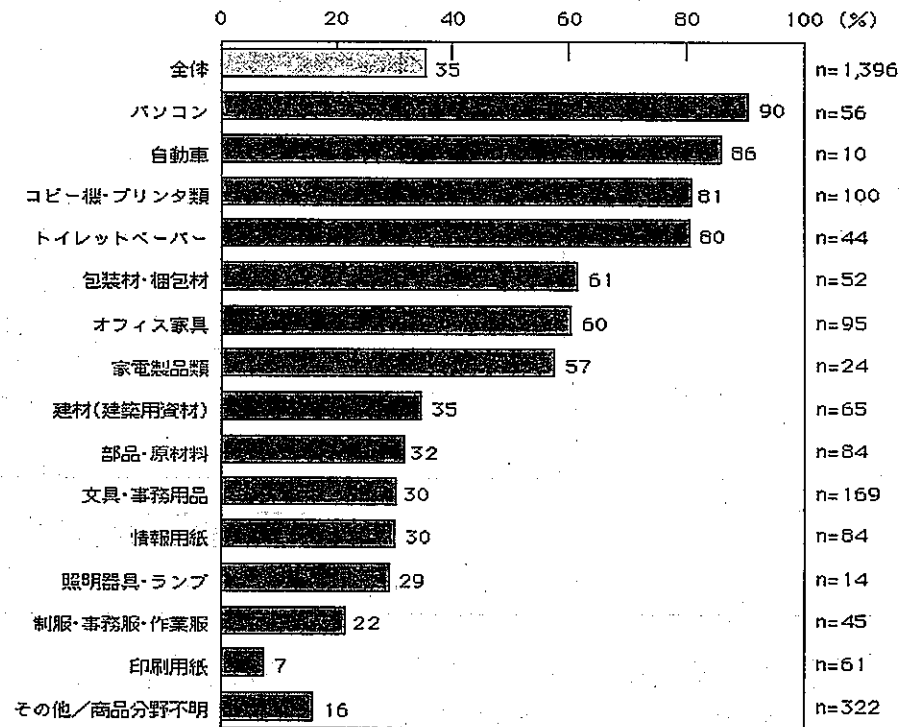
## 4. 消費者の環境行動 ①グリーン購入の活発化

グリーン購入に取り組む団体が増加している。

(1) 取組団体数の推移



(2) 総販売数に対する環境に配慮した商品の割合



n=回答のあった企業数

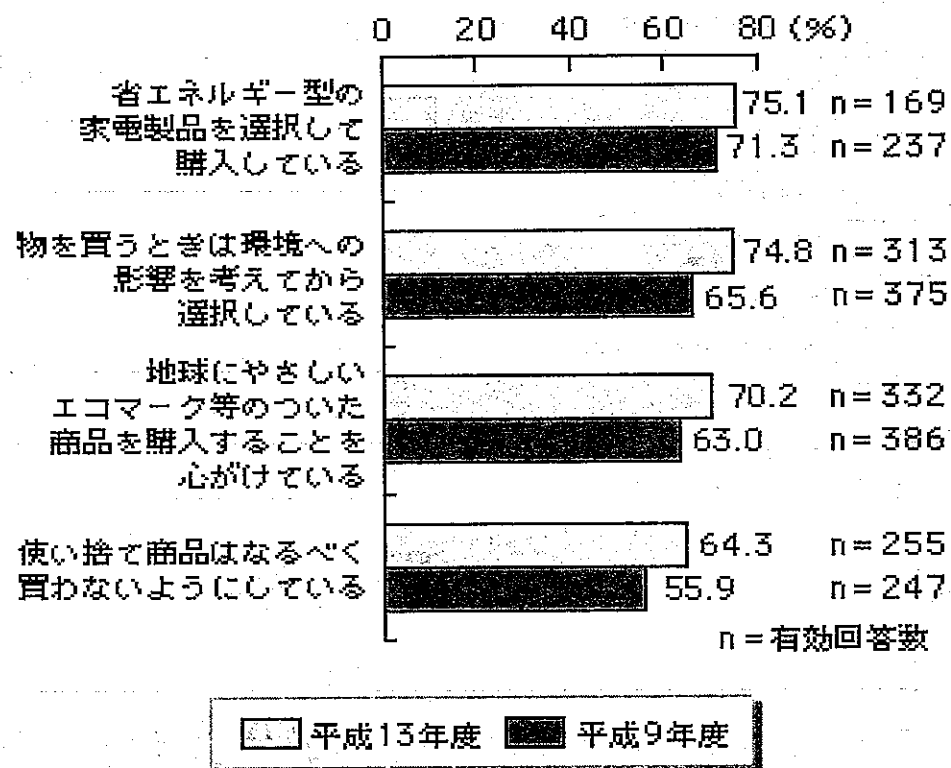
注：グリーン購入法の主要な対象となっている15の商品分野の環境配慮型製品の製造・販売を行っている企業を対象に、総販売額とそのうちの環境配慮型製品の販売額の占める割合を質問したもの。  
 資料：グリーン購入ネットワーク事務局『第7回グリーン購入アンケート調査結果報告』（調査時期平成14年10月～11月）より環境省作成

出典：グリーン購入ネットワーク事務局  
『第7回グリーン購入調査結果報告』

出典：『平成15年版環境白書』

#### 4. 消費者の環境行動 ②環境に配慮した商品の購入意欲

「環境にやさしいライフスタイル実態調査」(14年5月)によると、「今後はもっと行いたいと思う環境保全行動」について、「物を買うときは環境への影響を考えてから選択している」人の割合は平成9年度の65.6%から平成13年度74.8%へと増加するなど、環境に配慮した商品の購入意欲が高まっている。



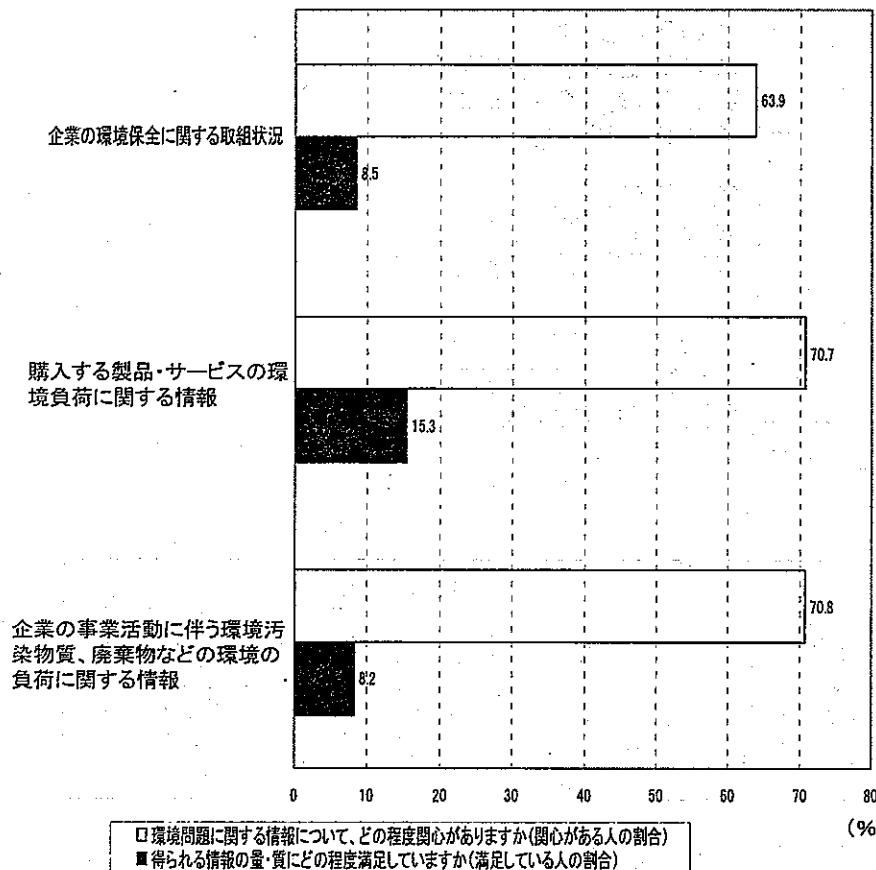
資料：環境省『環境にやさしいライフスタイル実態調査』  
(平成14年5月)より作成

出典：『平成15年版環境白書』

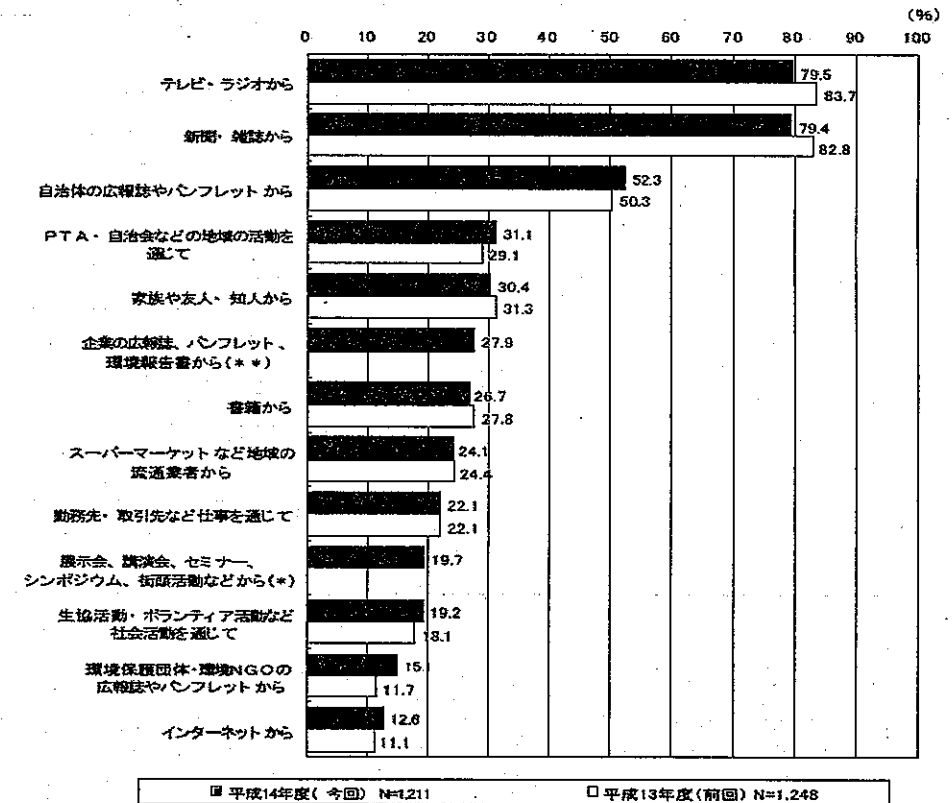
## 5. 企業と消費者による情報の交流 ①企業からの環境情報の入手経路

国民の環境情報への関心は高いものの、満足度は低い状況にある。

### (1) 環境情報への関心の高さ、満足度



### (2) 環境情報の入手経路



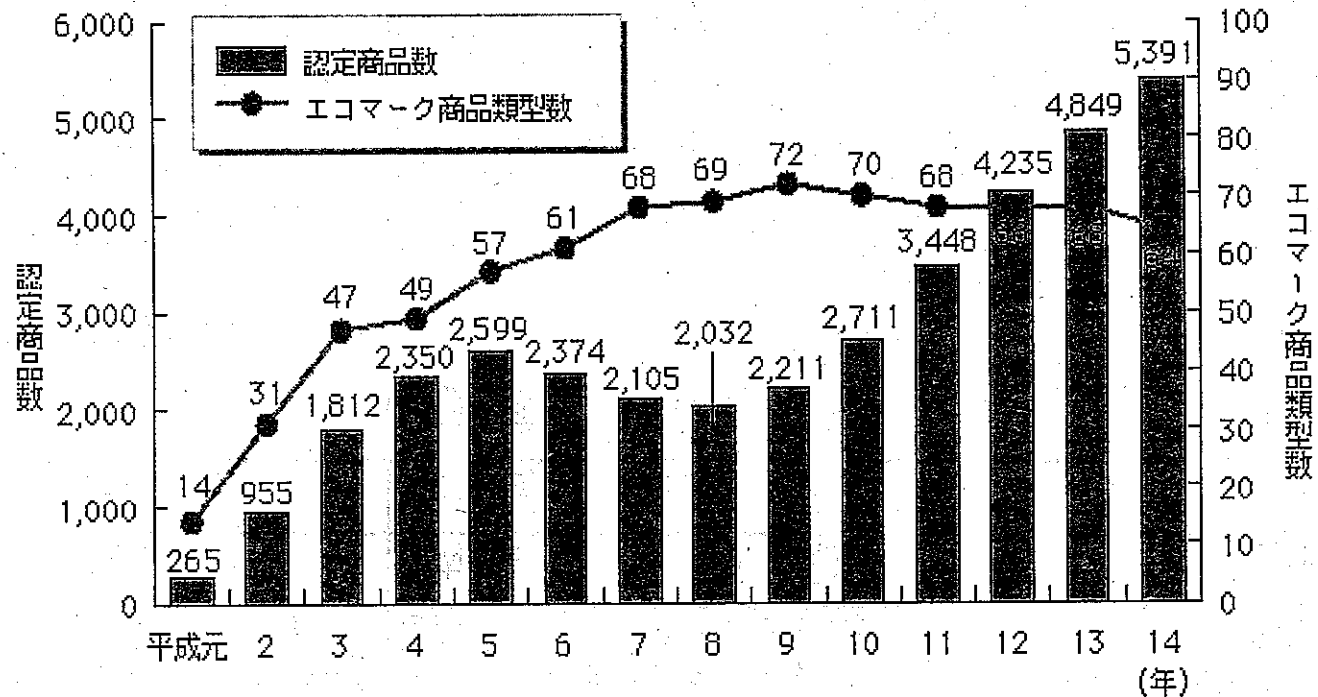
(%) 注) \*、\*\*印の項目は、前回の調査と設問内容が若干異なるため、前回の結果は割愛した。

出典: 環境省『環境にやさしいライフスタイル実態調査』

## 5. 企業と消費者による情報の交流 ②エコマーク認定商品数

エコマークの認定商品数は増加している。

### エコマークの認定商品数の推移



資料：(財)日本環境協会(エコマーク事務局)資料より環境省作成

出典：『平成15年版環境白書』

## 6. 環境ビジネスの基盤 ①日本のSRI市場

運用機関	名称(通称)	ファンド形態	設定日	社会・環境スクリーン	基準価格(・)	純資産残高(・百万)
日興アセット	日興エコファンド	国内株式	1999/8/20	環境	6,035	36,963
損保ジャパン	ぶなの森	国内株式	1999/9/30	環境	7,155	8,099
興銀第一ライフ	エコ・ファンド	国内株式	1999/10/29	環境	6,127	4,963
UBSグローバル	エコ博士	国内株式	1999/10/29	環境	6,456	4,159
UFJパートナーズ	みどりの翼	国内株式	2000/1/28	環境	5,517	2,729
朝日ライフ	あすのはね	国内株式	2000/9/28	環境、雇用、消費者 対応、社会貢献	7,914	4,085
三井住友アセット	海と空	国内バランス	2000/10/31	環境(温暖化)	8,421	1,212
日興アセット	日興 グローブA	国際株式	2000/11/17	経済・社会・環境	8,088	1,335
日興アセット	日興 グローブB	国際株式	2000/11/17	経済・社会・環境	6,401	817
大和住銀	MrsグリーンA	国際株式	2001/6/15	環境	7,672	2,083
大和住銀	MrsグリーンB	国際株式	2001/6/15	環境	7,919	3,259
UBSグローバル	UBSグローバル40	国際株式	2003/11/7	社会・環境・経済	10,295	11,578
合計						81,282

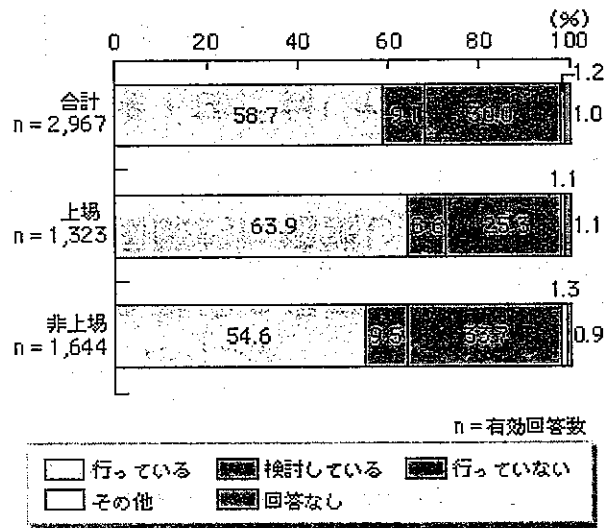
注)基準価格と純資産残高は2003年12月18日現在

出所)大和総研「関心高まる社会的責任投資」, 2004.1.5

## 6. 環境ビジネスの基盤 ②企業の社会貢献活動に対する意識

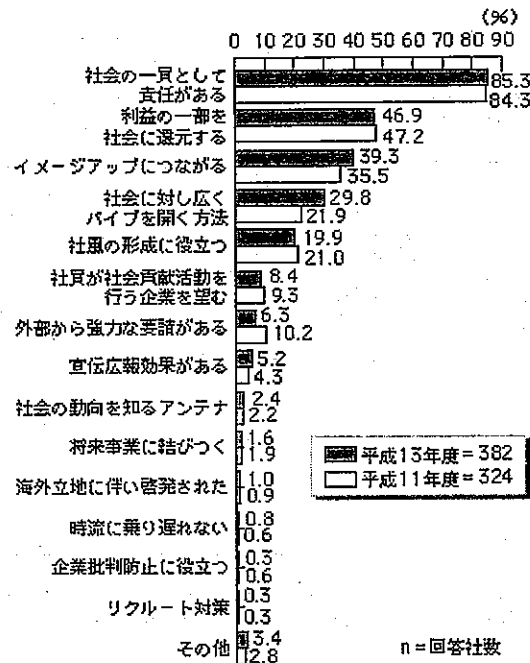
環境に関する取組については、「社会貢献の一つ」から、「企業の業績を左右する重要な要素」等へと、近年、より積極的に企業活動の中に取り込んでいく動きに変わろうとしている。

(1) 事業所の地域における環境関連の社会貢献活動実施状況



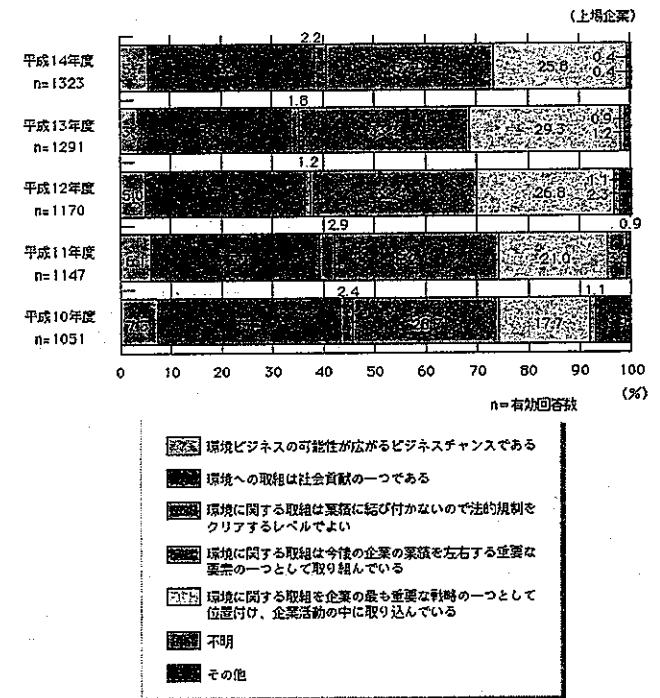
出典：環境省『平成14年度環境にやさしい企業行動調査』

(2) 企業が社会貢献活動に取り組む理由



資料：(社)日本経済団体連合会『社会貢献活動実績調査結果』より環境省作成

(3) 企業の環境に関する考え方



出典：『平成15年版環境白書』

## 7. 好循環ビジョンの指標 ①温室効果ガスの削減

### ○ 指標の内容

1990年比で2008年から2012年の温室効果ガスの排出量を6%削減します。

#### 【京都議定書の概要】

### ○ ポイント

- ・先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を設定。
- ・国際的に協調して、目標を達成するための仕組みを導入  
(排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施など)。
- ・途上国に対しては、数値目標などの新たな義務は導入せず。

### ○ 数値目標

対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6

基準年：1990年（HFC、PFC、SF6 は、1995年としてもよい）

目標期間：2008年から2012年

目 標：日本△6%、米国△7%、EU△8%等。

### ○ ビジョンにおける目標の考え方

京都議定書の目標。



## 7. 好循環ビジョンの指標 ②環境配慮型製品・サービスを積極的に購入する人の割合

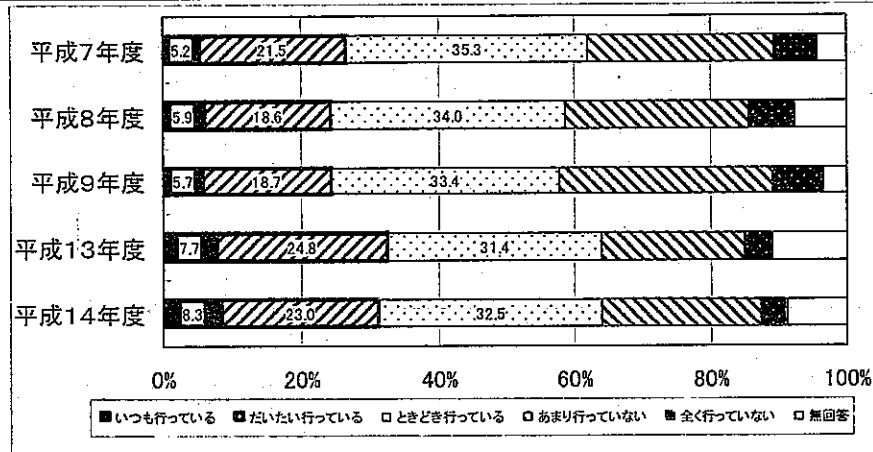
### ○ 指標の内容

環境にやさしいライフスタイル調査結果※において、「物・サービスを買うときは環境への影響を考えてから選択している」人の割合（「いつも行っている」+「だいたい行っている」の割合）2025年度に80%以上となることを目標とします。

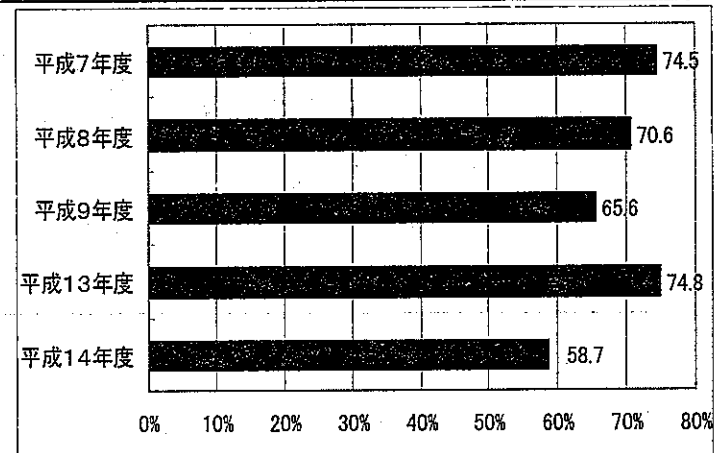
※30頁参照。

### ○ 現状

「物を買うときは環境への影響を考えてから選択している」人の割合（「いつも行っている」+「だいたい行っている」）  
平成7年度 26.7% → 平成14年度 31.3%



「あまり行っていない」「全く行っていない」と答えた人のうち  
今後はもっと行いたいと答えている人の割合  
平成7年度 74.5% → 平成14年度 58.7%



出典：環境省『環境にやさしいライフスタイル実態調査』

### ○ ビジョンにおける目標の考え方

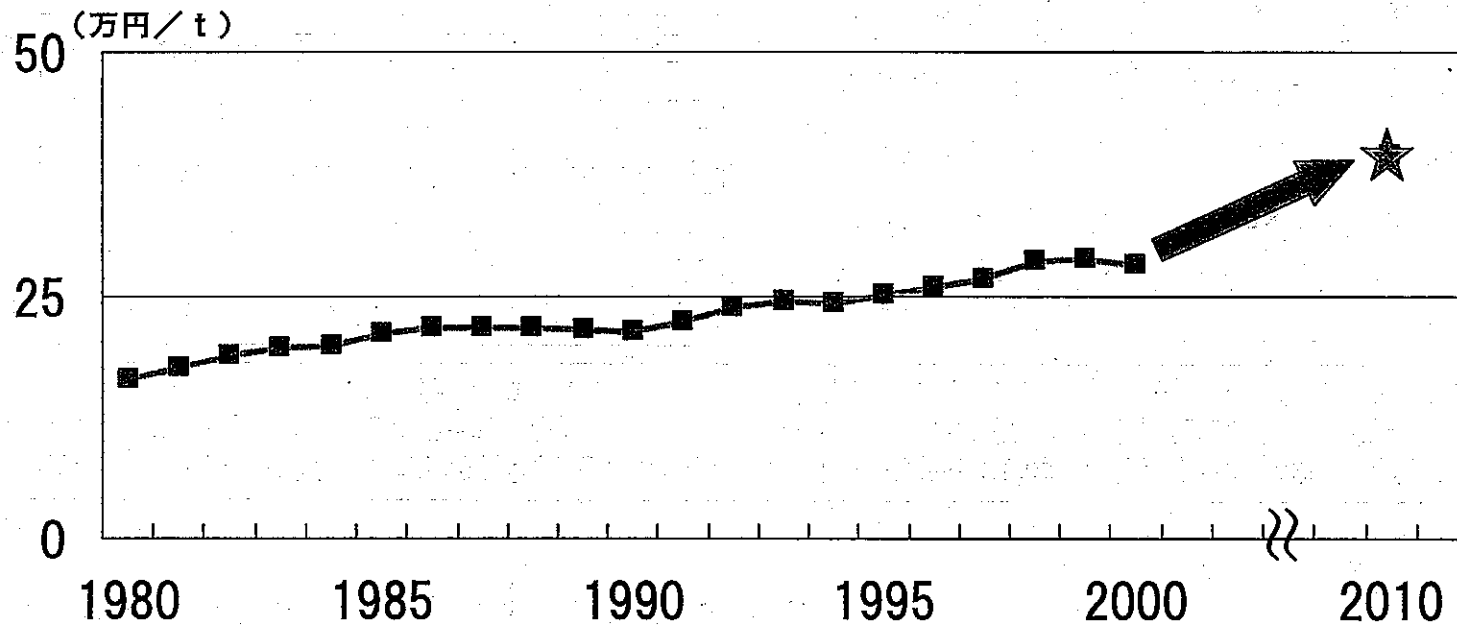
現状、環境を意識して物を買う消費者の割合は約3割にとどまっていますが、「ときどき行っている」人の全員と、「あまり行っていない」「全く行っていない」と答えた人のうち「今後はもっと行いたい」と答えている人が、グリーンコンシューマーとなるよう80%以上を目標とします。また、サービス化が一層進展することを踏まえ、「物・サービス」を対象とします。

## 7. 好循環ビジョンの指標 ③資源生産性の向上

### ○ 指標の内容

資源生産性を平成22年度において約39万円／トンとすることを目標とします。  
 (平成2年度《約21万円／トン》から概ね倍増、平成12年度《約28万円／トン》から概ね4割向上)

### ○ 現状と予測



出典:循環型社会形成推進基本計画

### ○ ビジョンにおける目標の考え方

循環型社会形成推進基本計画の目標。

## 7. 好循環ビジョンの指標 ④環境保全行動に参加する人の割合

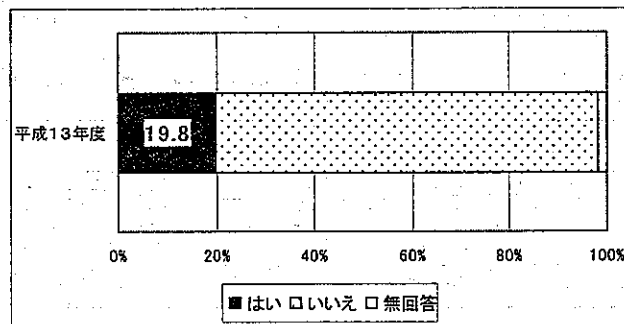
### ○ 指標の内容

環境にやさしいライフスタイル調査結果※において、「過去1年間に、環境保全に関する活動等に参加したことがある」人の割合を2025年度に50%以上となることを目標とします。

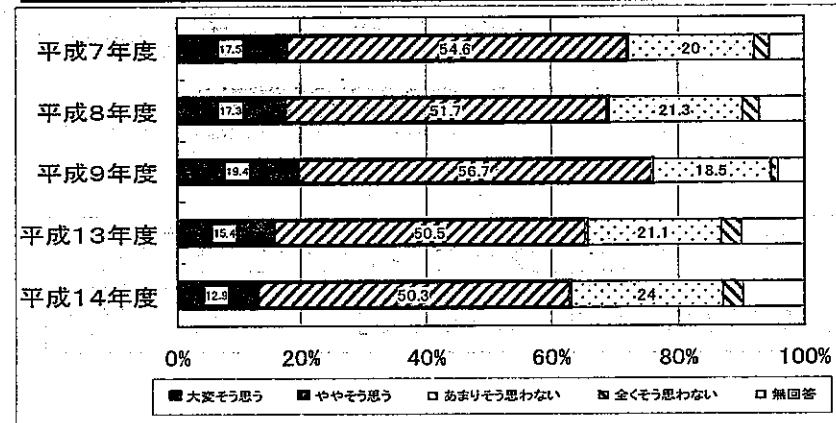
※30頁参照。

### ○ 現状

環境保護団体(環境NGOなど)や地域の団体(自治会など)の環境保全に関する活動等に参加したり、接したりしたことがありますか。



「環境保全に関する行動に積極的に参加したいと考える」人の割合(「大変そう思う」+「ややそう思う」)  
平成7年度 72.1% → 平成14年度 63.2%



出典: 環境省『環境にやさしいライフスタイル実態調査』

### ○ ビジョンにおける目標の考え方

現状、環境保全活動に参加したり、接したりしている人の割合は約2割にとどまります。一方、6割強の人が行動に積極的に参加したいと考えていることから、これらの人の約8割が実際に参加することを目指して、全体の半数にあたる50%以上を目標とします。また、最低でも年に1回は活動することが望ましいことから、過去の経験ではなく、直近1年間の行動で把握することになります。

## 7. 好循環ビジョンの指標 ⑤自然とふれあう人の割合(1)

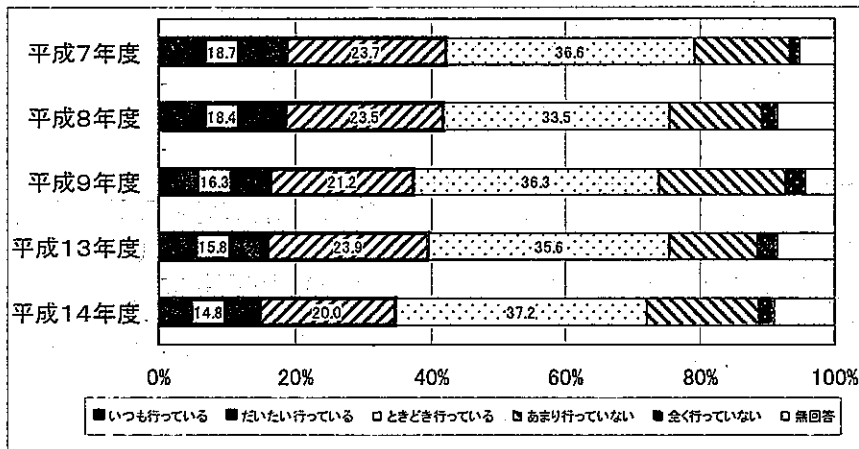
### ○ 指標の内容

環境にやさしいライフスタイル調査結果※において、「年に、10日以上を自然とふれあって過ごしている」人の割合を2025年度に50%以上となることを目標とします。

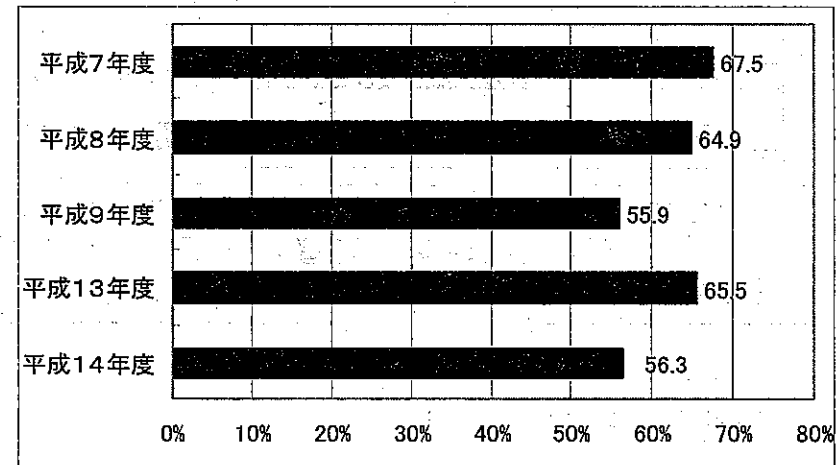
※30頁参照。

### ○ 現状

「余暇には、自然とふれあうように心がけている」人の割合  
 (「いつも行っている」+「だいたい行っている」)  
 平成7年度 42.4% → 平成14年度 34.8%



「あまり行っていない」「全く行っていない」と答えた人のうち  
 今後はもっと行いたいと答えている人の割合  
 平成7年度 67.5% → 平成14年度 56.3%



出典：環境省『環境にやさしいライフスタイル実態調査』

## 7. 好循環ビジョンの指標 ⑤自然とふれあう人の割合(2)

1年間に以下のような活動を(1)どの位行いましたか。  
また、行った方は、それらの活動に際して、(2)主として宿泊を伴いましたか。(平成9年度調査)

	行った頻度(%)									宿泊を伴ったか(%)		
	行わなかった	年に1~4日	年に5~9日	年に10~19日 (月1回)	年に20~39日 (月2~3回)	年に40~99日 (週1回)	年に100~199日 (週2~3回)	年に200日以上 (週4日以上)	無回答	主として宿泊した	主として宿泊しなかった	無回答
自然風景や動植物などの写生・写真撮影、生け花や染色、俳句、木工などの趣味	48.6	11.5	6.7	8.8	8.0	4.3	2.4	2.0	7.9	7.8	46.9	45.3
バードウォッチング、昆虫・動植物・岩石の採集など自然の観察や採集	64.5	12.2	4.9	3.9	1.8	2.0	0.5	0.9	9.4	11.1	49.4	39.5
田植えや稲刈り、菜園づくり、森林での下刈りや間伐などの農林漁業体験	60.2	8.0	3.3	4.8	4.9	4.1	3.3	3.9	7.5	3.5	44.2	52.2
自然風景の観賞	29.3	31.3	11.1	8.8	4.1	2.0	1.2	3.1	9.1	15.9	41.6	42.4

出典：環境省『平成9年度環境にやさしいライフスタイル実態調査』

### ○ ビジョンにおける目標の考え方

現状で、自然とふれあうように心がけている人全て(約35%)と「ときどき行っている人」の半分程度(約19%)が、年に最低10日以上を自然とふれあって過ごすことを目指して、本ビジョンでは全体の半数にあたる50%以上を目標とします。

## 7. 好循環ビジョンの指標 ⑥環境誘発型ビジネスの市場規模と雇用人数(1)

### ○ 指標の内容

環境を保全する行動によって誘発される「環境誘発型ビジネス」の2025年の市場規模が100兆円以上となり、200万人以上の雇用を生み出すようになることを目標とします。

### ○ ビジョンにおける目標の考え方

環境と経済の好循環を起こす力をより具体的に見るため、現在、推計されているOECDの分類に基づく環境ビジネスよりも広範囲に、従来型の財・サービスと比較して環境配慮が行われているものを対象とする環境誘発型ビジネスの市場規模と雇用人数を環境と経済の好循環ビジョンにおける目標とします。

### ○ 環境誘発型ビジネスの定義

環境誘発型ビジネスとは、「環境保全を考えた消費者の行動が需要を誘発するビジネス」と定義するものであり、従来、環境省で推計していたOECD分類に基づいた環境ビジネスよりも広範囲に捉えたもの(次頁図:「現在の環境ビジネスと環境誘発型ビジネス」参照)である。

例えば、省エネ型家電製品の開発・販売は、従来型の家電製品より省エネ型であることから、環境保全が需要を誘発するビジネスと捉えている。

また、既存の環境ビジネスの推計は国内に限った市場規模であることから、環境誘発型ビジネスの市場規模を推計するにあたっては輸出分の市場規模も推計している。

## 7. 好循環ビジョンの指標 ⑥環境誘発型ビジネスの市場規模と雇用人数(2)

(参考1) OECDの分類に基づく環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の推計結果(国内市場分のみ)

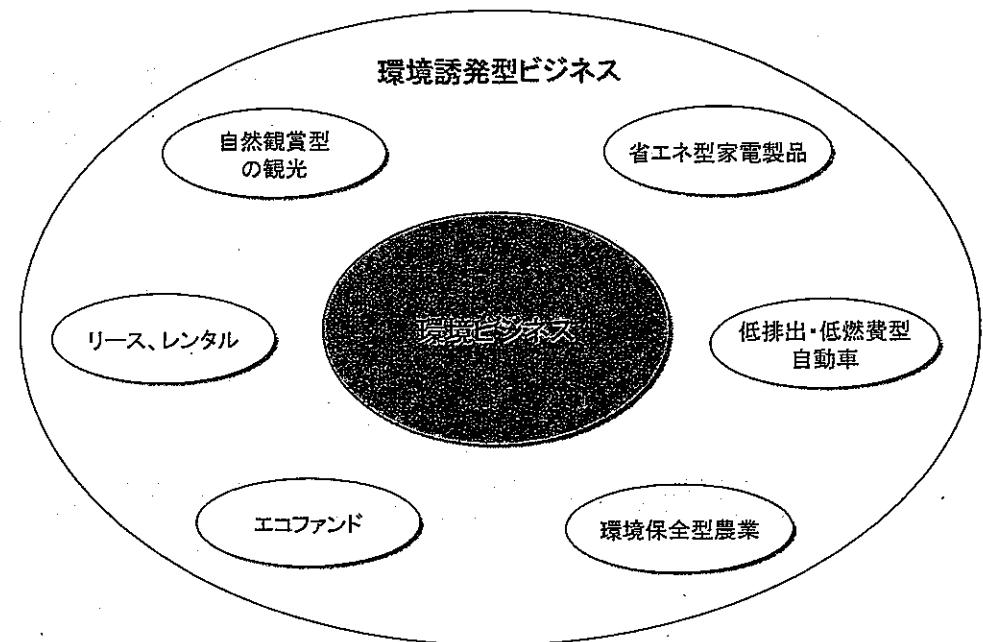
	調査年	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)
市場規模 (兆円)	平成14年	30兆円	47兆円	58兆円
雇用人数 (万人)	平成14年	77万人	112万人	124万人

出典:環境省資料

(参考2) 上記以外の分野の環境誘発型ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と目標についての推計(輸出分を含む)

環境誘発型ビジネス	市場規模(兆円)		雇用規模(万人)	
	2000年	2025年	2000年	2025年
省エネ型家電製品	0.8	1.4	2.5	4.4
低排出・低燃費型自動車	0.0	12.0	0.0	23.0
環境保全型農業	0.4	1.0	6.5	16.0
リース・レンタル・エコファンド	6.5	8.5	4.8	5.6
観光関係	1.9	4.5	8.3	20.0
その他(エコマーク付き文房具など)	0.7	0.7	4.9	4.1
合計	10.3	28.4	27.1	73.1

【図:現在の環境ビジネスと環境誘発型ビジネス】



(参考3) 環境誘発型ビジネス全体の市場規模の現状についての推計(輸出分を含む)

	2000年
市場規模(兆円)	41兆円
雇用人数(万人)	106万人

## (参考)「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の概要

### ○ 目的

環境基本計画に掲げる「国民の取組」の状況等を把握し、環境基本計画の効果的実施を図るための基礎資料を得ることを目的に実施しています。

過去に5回(平成7・8・9・13・14年度)実施し、今後も国民が環境問題にどのような意識を持ち、どのような行動をしているかを定期的に調査していく予定です。

### ○ 実施状況

全国20歳以上の男女3,000人(平成8年度のみ4,000人)を無作為抽出し、郵送によりアンケート調査を実施。

回答率は、30～40%台で推移。

#### (過去の回答率)

平成7年度	33.4%	平成13年度	41.6%
平成8年度	30.5%	平成14年度	40.4%
平成9年度	32.3%		



## 8. 環境基本計画 ①環境基本法の概要

### 1. 総則

環境保全の基本理念(第3条～第5条)

#### 環境保全の基本理念(第3条～第5条)

- ① 現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承
- ② 全ての者の公平な役割分担の下、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ③ 国際的協調による積極的な地球環境保全の推進

#### 各主体の責務(第6条～第9条)

国 地方公共団体 事業者 国民

### 2. 環境の保全に関する基本的施策

#### 施策策定の指針(第14条)

- ① 環境の自然的構成要素が良好に維持
- ② 生物多様性の確保等
- ③ 人と自然との豊かなふれあいの確保

### 環境基本計画の策定(第15条)

#### 国の具体的施策

- ・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境基準(第16条)
- ・ 公害防止計画及びその達成の推進(第17、18条)
- ・ 環境配慮 一 国の施策の策定(第19条)  
一 環境影響評価の推進(第20条)
- ・ 規制(第21条)
- ・ 経済的措置 一 経済的助成、経済的負担による誘導(第22条)
- ・ 環境への負荷低減に資する製品等の利用(第23条)
- ・ 環境の保全に関する教育・学習(第25条)
- ・ 民間団体等の自発的な活動の促進(第26条)
- ・ 施策の策定に必要な調査の実施、監視等の体制の整備(第28、29条)
- ・ 科学技術の振興(第30条)
- ・ 公害による紛争の処理(第31条)
- ・ 地球環境保全等に関する国際協力(第32～35条)

#### 地方公共団体の施策(第36条)

#### 費用負担等(第37～40条)

原因者負担/受益者負担/国と地方の関係(第37～40条)

### 3. 環境の保全のための組織

- ① 中央環境審議会の設置(第41条)  
都道府県、市町村の合議制の機関(第43、44条)
- ② 公害対策会議の設置(第45、46条)

## 8-①-付 環境基本法(平成5年法律第91号)(抄)

### (目的)

第1条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

### (環境の恵沢の享受と継承等)

第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

### (環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)

第4条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調による地球環境保全の積極的推進)

第5条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

### (国の責務)

第6条 国は、前3条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 8-①-付

### (事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

### (国民の責務)

第9条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第15条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 8. 環境基本計画 ②環境基本計画(平成12年12月22日閣議決定)の概要

### 環境基本計画<環境の世紀への道しるべ>の構成

